

生産緑地地区の解除について

○生産緑地地区について、部分的に買取申請を行うことは可能です。

ただし、残りの農地が300㎡より小さくなってしまう場合は、全部になります。
買取申請ができるのは、次のケースになります。

1. 決定告示の日から起算して30年経過した時。
2. 主たる従事者が死亡した時。
3. 主たる従事者が障害により農業に従事できなくなった場合。

※買取申請の前に、都市計画課へご相談下さい。

○必要書類

- (1) 生産緑地買取申出書
- (2) 案内図
- (3) 公図
- (4) 土地登記簿謄本
- (5) 印鑑証明書
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会）
- (7) 遺産分割協議書（死亡の場合かつ相続登記が未完の場合、全員の印鑑証明を添付）
- (8) 診断書（故障の場合）
- (9) 買取する旨の通知の発送を条件に当該権利を抹消することへの同意書
（当該地が他人の権利の目的となっている場合）
- (10) 委任状（本人以外が申請する場合、身分証明書で確認）

○買取申出の流れ

